

練馬区立図書館ボランティア運営要綱

平成 22 年 3 月 9 日

21 練教光図第 2051 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、練馬区立図書館（以下「館」という。）が実施する事業について館が活用するボランティア（以下「ボランティア」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(ボランティアを活用する事業)

第 2 条 館は、つぎの各号に掲げる事業の実施に係る補助的業務について、必要に応じてボランティアの活用を図るものとする。

- (1) 練馬区立図書館障害者サービス事業要綱（平成 21 年 9 月 17 日 21 練教光図第 984 号）に基づき館が実施する事業
- (2) 練馬区立図書館子供サービス事業要綱（平成 22 年 1 月 29 日 21 練教光図 1495 号）に基づき館が実施する事業
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、光が丘図書館長が必要と認めたこと。

(要件および登録等)

第 3 条 ボランティアは、つぎの各号に掲げる要件を満たす者および団体とする。

- (1) 第 5 条第 1 項に規定する研修を履修した者もしくは履修できる者
- (2) 前号に規定する者が大半を構成する団体
- (3) その他光が丘図書館長が適当と認める者および団体

2 ボランティアを望む者および団体は、練馬区立図書館ボランティア登録申込書（第 1 号様式）により登録を受けなければならない。

3 ボランティアは、練馬区立図書館ボランティア登録抹消申請書（第 2 号様式）により、登録の抹消を申請できるものとする。

4 ボランティアが次条に規定する事項を遵守できないと認められるときは、光が丘図書館長は、当該ボランティアの登録を抹消することができる。

(ボランティアの責務)

第 4 条 ボランティアは、活動するに当たり、つぎの各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 公共の利益に反しまたは反するおそれのある行為をしてはならないこと。
- (2) 政治的、宗教的活動および営利に関する活動を行ってはならないこと。
- (3) 知り得た個人情報等を漏らしてはならないこと。
- (4) 必要に応じて館との協議に参加すること。
- (5) 光が丘図書館長の指示により、次条第 1 項に規定する研修に参加すること。
- (6) 館の職員の指示に従うこと。
- (7) その他光が丘図書館長が指定すること。

(運営)

第5条 館は、ボランティアに対し、活動に必要な理念の理解および技能の習得を図るため、必要に応じて研修を実施するものとする。

2 練馬区教育委員会（以下「委員会」という。）は、必要に応じてボランティアの活動中の事故に対する保険に加入する等の措置を講じるものとする。

3 ボランティアの活動に対する報酬および交通費は支給しない。ただし、委員会が認める場合は、実費相当額の範囲内においてこの限りでない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、光が丘図書館長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年3月10日から適用する。